

第9回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定期総会

次 第

開 会 の 辞
 会 長 挨 拶
 来 賓 挨 拶
 表 彰
 総会運営委員会報告
 議 長 選 出
 総 会 職 員 任 命
 議 事
 報 告

第1号議案 2019年度 事業報告 (案)
 第2号議案 2019年度 決算報告 (案)
 第3号議案 2019年度 監査報告
 第4号議案 名誉会員の承認
 第5号議案 その他
 2019年度 補正予算 報告
 2020年度 事業計画・予算 報告

閉 会 の 辞

第9回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 定期総会

2019年度事業報告（案）

2019年度事業報告（案）

1. 総括

2019年9月の全国大会では演題数448演題、参加登録者数2,499人という大成功を収めました。開催期間の3日間はイベント会社を全く入れず、全て実行委員の力で運営を行いました。実行委員一人一人の力の結集が成功を導いたと確信していますし、これまでの全国大会の歴史の1ページを本会の実行委員が作ったと言っても過言ではありません。東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、群馬の都県技師会の力を借りて成功したということも大きな意味があったと思います。

また、公益事業では昨年度から学校教育の中で「3DWS 人体解剖学体験」の授業を始めました。現代医療は医療従事者以外のテクノロジーによって支えられているということを知っていただく。また、医療従事者はチーム医療構築のためにコミュニケーション能力が必要だともいわれていますが、コミュニケーションが苦手な人でも医療で貢献できるということを知っていただきたいということを含めた目的でこの事業を始めました。

今回も会員の皆さまの忌憚のないご意見を頂戴致しまして会の運営に反映していきたいと思えます。

どうぞ、よろしくお願ひ致します。

2019年度の主な出来事

- ①令和元年スタート
- ②ノートルダム大聖堂で火災
- ③仁徳陵世界遺産に登録
- ④京都アニメーション放火
- ⑤台風15号首都圏直撃
- ⑥台風19号首都圏直撃
- ⑦消費税10%スタート
- ⑧首里城火災
- ⑨流行語大賞「ワンチーム」
- ⑩新型コロナウイルスパンデミック

公益活動

例年通り、各支部では各市町村で行われる「健康まつり」へ積極的な参加を行っており、併設された被ばく相談などでは県民から高い評価を得ております。

県立高校での「放射線特別授業」は、継続事業となっております。県立高校の授業の一環として教壇に立ち、文部科学省のカリキュラムに沿って診療放射線技師会が授業を担務しているというのは、非常に意味のあることです。また、委員会を立ち上げ、この事業に関わる会員の皆さまの研鑽の場となると確信しております。

さらには、今年度から中高の学校教育の中で「3DWS 人体解剖学体験」の授業を始めました。浦和明の星高校・中学、埼玉栄高校の2校にて授業を行ったところ、高い評

価を得ており来年度授業の申し込みもいただきました。今後も対象高校を増やし、業務を拡大していきたいと思えます。

学術活動

各モダリティで認定講習会を開催し、基礎からハイレベルまで対応したきめ細かな内容となっています。これまでの事業は継続し発展させていきます。

会員の育成

埼玉県では以前から、講師育成に取り組んでまいりました。多くの埼玉県会員が、他学会・他県技師会などで活躍しております。近年では国際学会で発表する診療放射線技師も増えてきており、今後は技師会としてバックアップを行い、人材の育成に取り組んでまいります。

役員の育成

技師会で学び育った人材が各施設でリーダーシップを発揮し、さらに人材育成をしていただくことは技師会の役目でもあります。他職種と多くの関わりあいを持ち役員の成長につなげてまいります。

1) 総務

入会促進事業の一つであるフレッシューズセミナーは今年度も県内外から多数の参加者がありました。今後も会員入会促進事業として継続していきたいと考えております。

永年勤続表彰事業は、日本診療放射線技師会より委託されている50年、30年の対象者を抽出し返信いただいた会員の方々を日本診療放射線技師会に推薦致しました。表彰は2020年仙台で行われる学術大会にて行われます。埼玉県診療放射線技師会の40年、20年永年勤続表彰は、対象者となる会員の方々を表彰委員会に推薦致しました。こちらの表彰は当会定期総会にて行う予定です。

恒例となりました新春の集いは、会員、賛助会員、新入会員が一堂に会し、例年同様和やかに開催されました。いずれの事業におきましても入会促進また会員の福利厚生事業として継続の必要性があると考えております。

2) 学術

学術活動において、会員が参加したいイベントが、身近に開催していることが大切と考えています。また最新のこのみではなく、診療放射線技師として基本的な内容を掘り下げていくことも本会の役割と思っています。本会においては10年以上前から読影に関してもセミナーを通じて教育のカリキュラムに取り組んでまいりました。平成22年4月、厚生労働省医政局通知にもあったように診療放射

線技師の読影の補助ということが社会的に重要視されるようになったことは本会としても教育指針に関して、方向の整合性が取れていると考えています。本年度学術事業の方向性に関しては、昨年と同様に考え進めてまいりました。近年、外部環境は、各種認定制度や専門技師制度が確立されつつあり、周囲の状況を踏まえ各セミナーおよび、講習会を開催してまいりました。本年度認定講習会は、胸部認定講習会・上部消化管検査認定講習会・CT検査認定講習会を開催しました。胸部認定講習会においては、診療放射線技師の読影やデジタル画像における撮影線量の最適化の講義を充実させました。上部消化管認定講習会・CT検査認定講習会においては、それぞれの認定機構や地域研究会との整合性を図り開催しました。また、内容に関しても充実し、実践的な教育をしてまいりました。一部新型コロナウイルスの影響により開催できなかったものもありますが、多数の参加者が得られました。

3) 編集・情報

埼玉放射線 Vol.67 No.3・4、Vol.68 No.1・2の計4号を発刊しました。編集・情報活動は本会活動の中でも、重要な事業と考えています。

会誌「埼玉放射線」は、平成26年から発行回数が年4回となりましたが、その分、内容をさらに充実させることへ力を注ぎました。

Webサイトについては、診療放射線技師向け情報提供や講習会などの申し込みの他、「診療放射線技師として必要な情報はなるべく掲載する」という方針のもと、多岐にわたる情報を発信しました。また県民の方が閲覧しても有益なよう、医療被ばくについての解説や、放射線検査の紹介など、放射線診療に関する正確な情報を、専門家の立場から分かりやすく提供しました。

これらWebサイトの他、定期的に会員向けメールマガジンの配信を行いました。Webサイトやメルマガは即時性の高い情報提供手段と考えています。

今後は、会員のために充実した魅力ある技師会・会誌になるよう務めていきたいと考えます。

4) 公益

2019年度本会公益活動として

- ・埼玉県各支部の医療画像展でのパネルを使用した放射線検査や治療などの説明とパンフレットの配布
 - ・各支部医療画像展での超音波式骨密度の無料測定
 - ・ホームページからの被ばく相談（実績12件）
 - ・放射線特別授業（埼玉県内の高校へ放射線関連の授業を行う）を2校3回実施
 - ・被ばく相談事例検討会の開催（COVID-19対策で延期）を行ってきました。
- 公益活動は「不特定かつ多数のものの利益」と考えられ

がちですが、内閣府の公益認定など委員会では公益活動は対象が特定または少数であることが問題なのではなく、その活動が「求められているか」と受益の機会が「開かれているか」という2点をポイントとしています。この2点から2019年度公益活動を振り返り、地域住民ひいては県民とわれわれ診療放射線技師をつなぐ懸け橋としてだけでなく、医療に携わる者としての意識向上とチーム医療推進のために医療関係職種との交流を持った活動を展開していく所存であります。

2. 事業遂行評価

1. 職業人としての質の向上

(1) 学術大会・認定講習会・セミナーの定期開催

- ア. 第35回日本診療放射線技師学術大会の開催 ○
 - イ. 埼玉県診療放射線技師学術大会の開催 -
 - ウ. 埼玉県診療放射線技師支部合同秋季大会 ○
 - エ. 胸部撮影認定講習会 ○
 - オ. 上部消化管検査認定講習会 ○
 - カ. フレッシュアップセミナー（SARTセミナー） ○
 - キ. 放射線技術部門マネジメント・セミナー ×
（医療安全、接遇・クレーム、医療経営、人材育成）
 - ク. CT認定講習会 ○
 - ケ. MRI基礎講習会 -
 - コ. 乳腺セミナー ○
 - サ. DR計測セミナー -
 - シ. 救急撮影ケーススタディー ○
（日本救急撮影技師認定機構との共催）
 - ス. 読影力向上のための講習会 ○
（支部開催セミナー）
 - セ. 業務拡大に伴う統一講習会 ○
- *新型コロナウイルスの影響により一部開催を中止
- (2) 会員講師の育成と体制づくり ○
- (3) 他県診療放射線技師会や他団体との合同講習会企画推進
- ア. 関東甲信越診療放射線技師学術大会への協力 ○
 - イ. 日本診療放射線技師全国大会への協力 ○
 - ウ. 埼玉県医師会主催事業への支援 ○
 - エ. 埼玉臨床画像研究会への協力 ×
 - オ. 日本放射線技術学会関東部会との合同企画 ○
 - カ. 日本診療放射線技師会との合同開催企画 ○
 - キ. 各認定機構との合同企画（埼玉開催の推進） ○

2. 組織運営に関わる事業

- (1) 行政との連携 ○
 - (2) 入会促進事業の強化 ○
3. 公益目的事業
- (1) 学術情報の提供 刊行誌「埼玉放射線」の発刊 ○
 - (2) 市民公開講座の開催 ×

- (3) 地域自治体主催事業への参画 ○
- (4) 医療画像展の開催と支援 ○
- (5) 県民向けホームページの充実 ○
- (6) 医療被ばく相談の迅速な対応 ○
- (7) 公立学校における放射線教育の担務 △

4. 編集・情報

- (1) 本会会誌「埼玉放射線」の充実 ○
- (2) 診療放射線技師向けホームページの充実 ○
 - ア. 各講習会、セミナー、イベントなどの迅速な広報 ○
- (3) メールマガジンの有効利用 ○

5. その他

- (1) 他医療職種団体との連携 ○
- (2) 日本診療放射線技師会・他県技師会への協力 ○

2019年度各事業報告

1. 総務事項報告

(1) 2019年度役員は次のとおりである。

役職名	氏名	担当
会長	田中 宏	
副会長	堀江 好一	
	富田 博信	
監事	橋本 里見	
	浅野 克己	
常務理事	結城 朋子	総務
	城處 洋輔	総務
	潮田 陽一	財務
	今出 克利	学術
	八木沢英樹	編集・情報
	佐々木 健	公益
理事	双木 邦博	総務・第一支部
	大西 圭一	総務・第二支部
	大野 哲治	総務・第三支部
	大野 渉	総務・第四支部
	矢崎 一郎	総務・第五支部
	茂木 雅和	総務・第六支部
	寺澤 和晶	学術
	山田 智子	学術
	中根 淳	学術
	清水 邦昭	編集・情報
	紀陸 剛志	公益

(2) 会議開催状況

ア. 総会

第8回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会総会を2019年6月17日(日)、埼玉会館において会員47人出席、有効委任状提出662人、合計709人にて開催した。総会では平成30年度事業報告案、平成30年度決算報告案、平成30年度監査報告、および名誉会員の承認などについて審議し決議した。

イ. 理事会は下記のとおり8回開催し、重要案件について審議し決議した。

理事会開催状況

	年月日	開催場所
1	2019. 05. 09	技師会事務所
2	2019. 06. 06	同
3	2019. 06. 16	同
4	2019. 07. 04	同
5	2019. 09. 05	同
6	2019. 11. 07	同
7	2020. 01. 09	同
8	2020. 03. 05	同

ウ. 常務理事会は下記のとおり5回開催し、理事会への提案議題の審議ならびに決定事項について処理した。

常務理事会開催状況

	年月日	開催場所
1	2019. 04. 04	技師会事務所
2	2019. 08. 01	同
3	2019. 10. 03	同
4	2019. 12. 05	同
5	2020. 02. 06	同

エ. その他

連絡会議並びに予算会議を開催、会務の重要事項について審議立案し、必要事項を調整しこれを処理した。

連絡会議

	年月日	開催場所
1	2019. 04. 25	技師会事務所
2	2019. 05. 30	同
3	2019. 10. 31	同

予算会議

	年月日	開催場所
1	2020. 02. 19	埼玉県立小児医療センター

北関東地域会長会議

	年月日	開催場所
1	2019. 06. 30	一橋講堂
2	2019. 11. 30	大宮ソニックシティ

(3) 各委員会開催状況

各委員会開催状況は別表のとおりである。

委員会名	開催年月日
総会運営委員会	2019. 06. 17
編集情報委員会	2019. 07. 17
	2019. 09. 03
	2019. 11. 06
	2020. 01. 15
企画班委員会	2019. 08. 07
	2020. 02. 12
学術委員会	2019. 04. 23
	2019. 10. 10
	2019. 12. 17
公益委員会	2019. 05. 21
	2019. 08. 22
	2019. 10. 24
	2020. 01. 23
放射線特別授業運営委員会	公益委員会と合同

表彰委員会

	年月日	開催場所
1	2019. 10. 25	技師会事務所

(4) 各種委員会名簿

ア. 表彰委員会

役職名	氏名
委員長	藤間 英雄
委員	小島 精一 渡辺 弘
同	田中 宏 堀江 好一
同	富田 博信 結城 朋子
同	城處 洋輔 平野 雅弥

イ. 医療画像展実行委員会 (秩父会場)

役職名	氏名
実行委員長	横田 文克
副実行委員長	大野 渉
実行委員	清水 浩和 大谷 智則
同	増渕 康太 斎藤 幸夫
同	高井 太市 柏瀬 義倫
同	阿佐美裕史 新井 孝史
同	三上 紀之

ウ. 医療画像展実行委員会 (浦和区会場)

役職名	氏名
実行委員長	双木 邦博
実行委員	野々浦成美 石田 貴志
同	高橋 優 坪 あずさ
同	野崎秋香里 傳田 亜巳
同	関口 諒 八木沢英樹
同	佐藤 智哉 平野 香
同	鎌田 靖男 安田 一平
同	酒井 利幸 佐藤夏都美

エ. 医療画像展実行委員会 (川越会場)

役職名	氏名
実行委員長	大野 哲治
実行委員	高瀬 正人 大塚 和也
同	荻野 孝 柳下 友明
同	大友 正人 吉澤 圭
同	村上由花子 細田 菜月
同	石川 真衣 原 真里枝
同	磯野麻衣子 松本 朱音

オ. 医療画像展実行委員会 (越谷市会場)

役職名	氏名
実行委員長	矢崎 一郎
実行委員	矢部 智 金子 初穂
同	中嶋 幸孝 眞壁 耕平

カ. 医療画像展実行委員会（深谷会場）

役職名	氏名
実行委員長	大野 渉
副実行委員長	清水 浩和
実行委員	増渕 康太 横田 文克
同	斎藤 幸夫 柏瀬 義倫
同	小林 茂幸 大谷 智則
同	坂本 里紗 登坂 崇史
同	長沼紗由美

キ. 医療画像展実行委員会（伊奈町会場）

役職名	氏名
実行委員長	茂木 雅和
副実行委員長	仲西 一真
実行委員	飯島 竜 嶋崎 恭介
同	小野寺将真 石坂紗也加
同	小屋 匠

ク. 医療画像展実行委員会（春日部会場）

役職名	氏名
実行委員長	矢崎 一郎
実行委員	金子 初穂 中嶋 幸孝
同	長坂 純

ケ. 編集・情報委員会

役職名	氏名
委員長	八木沢英樹
副委員長	清水 邦昭
委員	肥沼 武司 潮田 陽一
同	宮崎 雄二 吉田 敦
同	大友 哲也 渡部 伸樹
同	堀越 隆之 渡辺 嵩広

コ. 企画班（編集・情報委員会）

役職名	氏名
委員長	八木沢英樹
副委員長	清水 邦昭
委員	河原 剛 眞壁 耕平
同	渡辺 嵩広

サ. 学術委員会

役職名	氏名
委員長	今出 克利
副委員長	寺澤 和晶 山田 智子
同	中根 淳
委員	富田 博信 土田 拓治
同	佐々木 健 大森 正司
同	城處 洋輔 近藤 敦之
同	滝口 泰徳 伊藤 寿哉
同	大根田 純 亀山 枝里
同	持田 朋之 妹尾 大樹

シ. 公益委員会

役職名	氏名
委員長	佐々木 健
副委員長	紀陸 剛志
委員	芦葉 弘志 志藤 正和
同	矢島 慧介 内海 将人
同	眞壁 耕平 石田 仁子
同	坂本 里紗 大河原侑司
同	内田 瑛基 佐藤 克哉

ス. 総務・財務委員会

役職名	氏名
委員長	結城 朋子
副委員長	城處 洋輔 潮田 陽一
委員	堀江 好一 富田 博信
同	双木 邦博 大西 圭一
同	大野 哲治 大野 渉
同	矢崎 一郎 茂木 雅和
同	田中 達也 矢部 智
同	佐々木 剛

セ. 総会運営委員会

役職名	氏名
委員長	飯島 竜
委員	野々浦成美 野口 佳
同	岡部 一弥 横田 文克
同	岩井 悠治

ソ. 総会実行委員会

役 職 名	氏 名
委 員 長	田中 宏
副 委 員 長	堀江 好一 富田 博信
委 員	結城 朋子 城處 洋輔
同	潮田 陽一 今出 克利
同	八木沢英樹 佐々木 健

タ. 選挙管理委員

役 職 名	氏 名
委 員 長	矢部 智
同	吉澤 圭 新井 偉生
同	福田 栞 尾形 智幸

(5) 表彰

叙勲瑞宝双光章受賞 (敬称略)

小川 清、小池 正行

保健衛生知事表彰 (敬称略)

なし

公衆衛生功労知事表彰 (敬称略)

矢崎 一郎、大森 正司、平野 雅弥

公衆衛生事業功労者 (財) 日本公衆衛生協会会長表彰 (敬称略)

山本 英明、星野 弘

(公社) 日本診療放射線技師会表彰

永年 30 年勤続者表彰 (11 人、敬称略)

飯野 進、石塚 光次、桑波田景齊、笹川 晃、
佐治 明、鈴木 孝、瀧澤 誠、田中 達也、
豊田 薫、星野 弘、堀江 好一

(公社) 埼玉県診療放射線技師会表彰

永年 20 年勤続者表彰 (7 人、敬称略)

棹山孔太郎、諏訪 和明、高橋 利聡、中西めぐみ
吉原 信之、村田 雅弘、富田 良枝

(6) 物故者

なし

(7) 会員の動向 (2020 年 3 月 5 日現在)

項 目	会 員 数
2018 年度末 会員数	1,272 人
2019 年度 新入会者数	132 人
同 再入会者数	3 人
同 転入者数	7 人
同 転出者数	13 人
同 退会者数	19 人
2019 年度末 会員数	1,382 人

(8) 2019 年度賛助会員 22 社 (順不同)

- シーメンスヘルスケア株式会社
- GE ヘルスケア・ジャパン株式会社
- キヤノンメディカルシステムズ株式会社
- 株式会社三田屋製作所
- 株式会社日立製作所
- 株式会社メディカル・サービス T&K
- コニカミノルタジャパン株式会社
- 第一三共株式会社
- カイゲンファーマ株式会社
- 富士フイルムメディカル株式会社
- 日本メジフィジックス株式会社
- 株式会社フィリップス・ジャパン
- バイエル薬品株式会社
- 富士フイルム富山化学株式会社
- 日本放射線防禦株式会社
- ケアストリームヘルス株式会社
- 株式会社サイカンシステム
- 島津メディカルシステムズ株式会社
- 株式会社東日本メディカル
- 株式会社ドクターネット
- 株式会社 neo
- 株式会社アゼモトメディカル

2. 学術教育活動報告

(1) 第 18 回胸部認定講習会

講 師：滝口泰徳、土田拓治、染野智弘、戸澤僚太、
浅野省二、佐々木健

日 時：2019 年 11 月 24 日 (日)

場 所：済生会川口総合病院

参 加 者：19 人

(2) 2019 年度胸部認定試験

日 時：2020 年 1 月 18 日 (土)

場 所：技師会事務所

参 加 者：18 人

指 導 員：森一也 (済生会川口総合病院)

準指導員：小澤翼 (豊岡第一病院)

菊地優貴 (川口市立医療センター)

小松英司 (宇治病院)

土居旺 (伊奈病院)

沼田将太 (西大宮病院)

菊地一成 (上尾中央総合病院)

市川暁 (上尾中央総合病院)

関口諒 (済生会川口総合病院)

鈴木雄大 (済生会川口総合病院)

(3) 第 2 回 SART 学術ナイトセミナー

～専門家が教えるこれだけは知って欲しい撮影技術～

講 師：亀山枝里、持田朋之、大根田純

- 日時：2020年1月24日（金）
 場所：桶川市民ホール 響の森
 参加者：18人
- (4) 第11回CT認定講習会
 講師：富田博信、染野智弘、八木沢英樹、
 寺澤和晶、中根 淳、志藤正和、
 城處洋輔
- 日時：2020年1月19日（日）
 場所：済生会川口総合病院
 参加者：29人
- (5) 上部消化管検査認定講習会
 講師：今出克利、大森正司、吉田論史、
 工藤安幸、河村 賢、小西次郎、
 志田智樹
- 日時：2020年2月11日（火・祝）
 場所：さいたま赤十字病院
 参加者：21人
- (6) 2019年度 乳腺セミナー ～腫瘍編～
 講師：亀山枝里、新島正美、坂井香澄
- 日時：2020年2月16日（日）
 場所：さいたま赤十字病院
 参加者：46人

3. 編集・情報・企画班 活動報告

(1) 編集活動報告

2019年度の編集活動として、会誌「埼玉放射線」を第67巻257号から第68巻260号まで、計4回発刊致しました。

第67巻7月257号では、誌上講座：平成29年度SART支部合同勉強会抄録集「脊椎（腰椎）MRIの基礎」「日常検査から考える脊椎MRI」「小児外傷撮影と固定法」「当院における小児全身骨撮影項目の検討」、第8回定期総会資料など。

第67巻10月258号では、誌上講座：平成29年度SART支部合同勉強会抄録集「DRL（診断参考レベル）を測定してみよう」「散乱線補正処理技術の活用法」「良肢位を考慮した肩関節撮影」。放射線治療に関して「全国平均に対する埼玉県の放射線治療スタッフの現状」。

第68巻1月259号では、誌上講座：「TAVI術前計測」～Bicuspid Aortic Valve編～「当院におけるサイバーナイフによる放射線治療の現状」。第33回埼玉県診療放射線技師学会大会抄録集など。

第68巻5月260号では、連載企画：③トモシンセシスを用いた乳がん画像診断～現状と課題～。誌上講座：第5回診療放射線技師BRTセミナー（テーマ：救急）若手セミナー抄録集「心電図を学ぼう～胸痛患者の心電図異常～」「三次救急症例から学んだ画像診断」「外傷診療における診療放射線技師の役割」。また前年度に続き、協賛企業

の方々に「技術解説」をご執筆いただき、多くの方から内容について好評をいただきました。

(2) 情報活動報告

ア「会員向けHP」

- 1) 学術案内（76件）
- 2) 巻頭言（4件）258号まで
- 3) 会誌（4件）252～255号まで
- 4) お知らせ（16件）

イ「一般向けHP」

- 1) 「会誌・バックナンバー」252～255号まで
- 2) 第35回日本診療放射線技師学会大会「市民公開講座」のお知らせ
- 3) 診療放射線技師による出前授業「放射線について考えよう」の開催について

ウ「メールマガジン配信」

- 1) 配信6件（no.95からno.100まで）
- 2) 登録11件

(3) 企画班活動報告

ア. 会誌企画

- 1) 2019年7月257号

誌上講座：平成29年度SART支部合同勉強会抄録集

「脊椎（腰椎）MRIの基礎」

「日常検査から考える脊椎MRI」～更なるスキルアップのために～

「小児外傷撮影と固定法」

「当院における小児全身骨撮影項目の検討」～子ども虐待対応・医学診断ガイドをふまえて～

技術解説：「富士フィルム富山化学株式会社のX線造影剤のご紹介」富士フィルム富山化学株式会社

「プレミアムDRカートシステム「CALNEO AQRO」について」富士フィルムメディカル株式会社

- 2) 2019年10月258号

誌上講座：平成29年度SART支部合同勉強会抄録集

「DRL（診断参考レベル）を測定してみよう」～整形外科領域～

「散乱線補正処理技術の活用法」

「良肢位を考慮した肩関節撮影」患者体型にあったやさしい撮影

放射線治療に関して「全国平均に対する埼玉県の放射線治療スタッフの現状」

技術解説：「PET/CT最新機能 Advanced MotionFree 紹介」

GEヘルスケア・ジャパン株式会社。

- 3) 2020年1月259号
誌上講座：
「TAVI術前計測」～Bicuspid Aortic Valve編～
「当院におけるサイバーナイフによる放射線治療の現状」
- 4) 2020年5月260号
連載企画：
③トモシンセシスを用いた乳がん画像診断
～現状と課題～
誌上講座：
第5回診療放射線技師BRTセミナー（テーマ：救急）若手セミナー抄録集
「心電図を学ぼう～胸痛患者の心電図異常～」
「三次救急症例から学んだ画像診断」
「外傷診療における診療放射線技師の役割」。

4. 新春の集い

開催日時：2020年1月10日（金） 19:00～21:00
会 場：大宮サンパレス GLANZ「ストーリーア」
参加者：会員42人、賛助会員40人、新入会員25人、
合計107人

5. 財務報告

決算関係報告は総会にて行います。

6. 公益活動

(1) 医療画像展

- ア. 秩父市保健センターまつり
日 時：2019年6月2日（日）
場 所：秩父市保健センター
- イ. 越谷市民祭り
日 時：2019年10月27日（日）
場 所：越谷市役所庁舎内
- ウ. 深谷市福祉健康まつり
日 時：2019年10月27日（日）
場 所：深谷市総合体育館
- エ. 浦和区健康まつり
日 時：2019年11月3日（日）
場 所：浦和コミュニティセンター
- オ. 川越市健康まつり
開催日時：2019年11月10日（日）
場 所：ウエスタ川越
- カ. 彩の国いきいきフェスティバル
日 時：2019年11月17日（日）
場 所：埼玉県民活動総合センター
- キ. ばぼら春日部イベント
日 時：2019年12月7日（土）～8日（日）
場 所：春日部市民活動センター

- (2) 被ばく相談
ア. 各支部医療画像展にて開催
イ. ホームページにて12件
- (3) 放射線特別授業
ア. 浦和明の星女子高等学校
日 時：2020年1月25日
イ. 埼玉栄高等学校
日 時：2020年2月15日
2020年2月22日
- (4) 被ばく相談事例検討会
日 時：2020年3月14日（延期）

7. 支部報告

第一支部

支部理事	双木 邦博	
監 事	宮澤 浩治	
役 員	八木沢英樹	野々浦成美
	福田 栞	小野寺衣里
	戸澤 僚太	内藤 完大
	佐野 智哉	平野 香
	鎌田 靖男	安田 一平
	酒井 利幸	佐藤夏都美

(1) 地区役員会

日 時：2019年5月21日（火）19:00～
場 所：JCHO 埼玉メディカルセンター
参加人数：10人
内 容：浦和区健康まつり、勉強会内容、
新役員紹介

(2) 浦和区健康まつり2019

日 時：2019年11月3日（日）10:00～15:00
場 所：浦和コミュニティセンター
参加事業：超音波式骨密度測定
医療画像展
放射線検査の啓発・説明

実行委員：15人
来場者数：6,225人
測定人数：403人

(3) 宮澤浩治氏・富田博信氏・結城朋子氏の受章を祝う会

日 時：2020年2月9日（日）16:00～
場 所：ベルヴィ武蔵野
出席者数：54人

第二支部

会 長（支部理事）	大西 圭一
会 計	栗原 真 小田島明子
監 事	仲埜 智文
役 員	瀧澤 誠 近藤 忠晴 山下 隆行 矢幅 俊一

(1) 循環器 CT セミナー 2019 (第2支部・バイエル薬品共催)

日時: 2019年8月31日(土)

場所: 浦和コロソココミュニティプラザ

参加人数: 107人

内容:

ア、基礎講演

座長 AIC 八重洲クリニック 館林 正樹
「冠動脈 CT の読影レポート作成」

講師 かわぐち心臓呼吸器病院 竹本 直哉
「周波数で考える画像の見え方」

講師 神奈川県立循環器呼吸器病センター
太田 陽一郎

イ、ランチョンセミナー「心臓 CT 最新技術報告」

座長 さいたま赤十字病院 池野 裕太

講師

フィリップスエレクトロニクスジャパン 草山 裕介
シーメンス・ジャパン 上垣亜寿美

キヤノンメディカルシステムズ 田口 浩

GEヘルスケア・ジャパン 紫藤 尚利

ウ、技師セッション

『装置特性を活かした Cardiac imaging 2019』

座長 神奈川県立循環器呼吸器病センター
太田 陽一郎

「Revolution CT」

講師 上尾中央総合病院 吉澤 俊佑

「IQon Spectral CT」

講師 みなみ野循環器病院 三澤 慎也

「Aquilion Precision」

講師 所沢ハートセンター 大西 圭一

エ、『日本診療放射線技師会の法改正への取り組みと展望』

講師 日本診療放射線技師会理事 富田 博信

オ、特別講演 I

『心臓 dual-energy CT の可能性』

座長 江戸川病院 佐藤 英幸

講師 杏林大学医学部 放射線医学教室 准教授
町田 治彦 先生

カ、特別講演 II

『心臓の解剖・生理から見直す虚血性心疾患の CT・MRI』

座長 高瀬クリニック 高柳 知也

講師 杏林大学保健学部 診療放射線技術学科
教授 天沼 誠 先生

(2) 2019 年度支部合同勉強会 in 熊谷

日時: 2019年11月9日(土) 13:00 ~ 18:00

場所: 森林公園 四季の湯温泉 ホテル・ヘリテージ

参加人数: 60人(学生2人)

内容:

総合司会 田中 里奈 さいたま赤十字病院

ア、支部合同 セッション

「読影力向上セミナー」

座長 東松山市民病院 増淵 康太

大宮中央総合病院 小屋 匠

「胸部読影～超基礎入門～」

講師 上尾中央総合病院 茂木 大哉

「RI 検査での読影力向上」

講師 羽生総合病院 新井 拓也

「MMG の基礎～読影編～」

さいたま赤十字病院 館沼 理保奈

イ、技師講演 (1)

「今さら聞けない○○」

座長: 羽生総合病院 大野 渉

「今さら聞けない肝臓区域と手術支援」

講師 上尾中央総合病院 仲西 一真

ウ、技師講演 (2)

『法改正に向けて～各施設でやらなきゃならない事～』

座長 上尾中央総合病院 金野 元樹

「医療法一部改正の内容と安全管理体制の構築について」

講師 越谷市立病院 矢部 智

「実際の運用について ～現場はどうすればいいの?～」

講師 埼玉医科大学病院 紀陸 剛志

エ、基調講演

『温故知新!これが私の原点』

～自分が将来、どんな技師になるのか?を考えよう～

座長 済生会栗橋病院 内海 将人

講師 さいたま市民医療センター 今出 克利

JCHO さいたま北部医療センター 堀江 好一

第三支部

会長 (支部理事) 大野 哲治

副会長 高瀬 正人

会計 大塚 和也

監事 今井 昇

役員 萩野 孝 柳下 友明

大友 正人 吉澤 圭

(1) 第1回 支部役員会

日時: 2019年4月15日(月) 19:00 ~ 20:10

会場: 埼玉医科大学総合医療センター

参加人数: 7人

内容: 2019年度事業日程について

(2) 第33回川越市健康まつり 実行委員会

日時: 2019年5月27日(月) 13:30 ~ 15:00

場所: 川越市総合保健センター

- 内 容：昨年度健康まつりの解説、今年度の概要説明
参加人数：22人
- (3) 第6回埼玉県大腸CT研究会 in KAWAGOE
日 時：2019年6月8日(土) 14:00～17:00
場 所：ウェスタ川越
内 容：テーマ「大腸CT二次健診」
参加人数：80人
- (4) 第1回 支部勉強会
日 時：2019年6月21日(金) 19:00～
場 所：ウェスタ川越
参加人数：51人
内 容：今年度事業予定・役員報告
技師講演
・CT最新技術について
シーメンスヘルスケア株式会社 吉田 博一
・CTの基礎
埼玉医科大学病院 滝田 裕一
・急性膵炎CTでのポイントは
埼玉医科大学病院 山岸 純
- (5) 第3支部納涼会
日 時：2019年7月20日(土) 19:30～
場 所：彩々 川越店
参加人数：27人
- (6) 第33回川越市健康まつり 第2回実行委員会
日 時：2019年8月26日(月) 14:00～15:00
場 所：川越市総合保健センター
参加人数：18人
- (7) 第2回 支部役員会
日 時：2019年9月3日(火) 18:50～
場 所：埼玉医科大学総合医療センター
参加人数：6人
- (8) 第33回川越市健康まつり 第3回実行委員会
日 時：2019年10月3日(木) 13:30～15:00
場 所：川越市総合保健センター
参加人数：19人
- (9) 第三支部ボウリング大会
日 時：2019年10月18日(金) 19:30～21:00
場 所：川越ボウリングセンター
内 容：支部会員親睦
参加人数：28人
- (10) 第3回 支部役員会
日 時：2019年10月18日(金) 19:00～19:30
場 所：川越ボウリングセンター
内 容：川越市健康まつり、合同勉強会
参加人数：7人
- (11) 第33回川越市健康まつり
日 時：2019年11月10日(日) 10:00～15:00
場 所：ウェスタ川越
内 容：医療画像展、パネル展示、骨密度測定など

- 参加人数：9日：7人、10日：13人
来場者数：5,000人(放射線ブース：579人)
- (12) 第33回川越市健康まつり 第4回実行委員会
日 時：川越市総合保健センター
日 時：2020年1月16日(木) 13:30～15:00
内 容：報告会・次年度計画
参加人数：19人
- (13) 第三支部 新年会
日 時：2020年1月25日(土) 19:30～
場 所：GRILL&BEER SAIBOKU 川越店
参加人数：19人
- (14) 第4回 支部役員会
日 時：2020年2月13日(木) 19:00～19:30
場 所：埼玉医科大学国際医療センター
内 容：総会資料について
- (15) 2019年度 第三支部定期総会
日 時：2020年3月19日(木) 19:00～19:30
場 所：埼玉医科大学総合医療センター
内 容：総会
参加人数：7人

第四支部

- 会 長(支部理事) 大野 涉
副会長 清水 浩和
会 計 高井 太市
役 員 大谷 智則 増淵 康太
横田 文克 柏瀬 義倫
監 事 山田 伸司 斎藤 幸夫
- (1) 第四支部引き継ぎ会
日 時：2019年4月19日(金) 19:00～
場 所：熊谷総合病院
参 加 者：8人
- (2) 第1回 支部勉強会
日 時：2019年5月23日(木) 18:30～20:30
場 所：さくらめいと 第1会議室
内 容：
乳がん検診・乳がん診断に向けて
検査にかかわるすべての人のために…
SenographePristina
GEヘルスケア・ジャパン(株) 山下 清美
Dose Watchのご紹介
GEヘルスケア・ジャパン(株) 辻澤 習
乳房用超音波診断装置 ABUSの使用経験
羽生総合病院 柏瀬 弥生
放射線科の医療安全について
東松山市立市民病院 新井 偉生
新人の皆さまへ 技師歴25年から学んだこと
深谷赤十字病院 齋藤 幸夫
- 参 加 者：41人

- (3) 第1回 支部役員会
 日時：2019年5月23日(木) 20:30～21:30
 場所：さくらめいと 第1会議室
 内容：秩父健康祭り、納涼会、勉強会
 参加者：8人
- (4) 医療画像展(秩父市保健センターまつり)
 日時：2019年6月2日(日) 10:00～14:00
 場所：秩父市保健センター
 内容：骨密度測定、パネル展示、
 スーパーボール釣りなど
 実行委員：12人
 骨密度測定、パネル展示、モニター展示：400人
 スーパーボール釣り：150人
 被ばく相談：0人
- (5) 2019年度 第四支部 納涼会
 日時：令2019年7月26日(金) 19:00～
 場所：旬彩ダイニング 浪漫 熊谷市宮前町2-95
 参加者：53人
- (6) 第2回 支部勉強会
 日時：2019年9月26日(木) 18:30～20:30
 場所：さくらめいと 第1会議室
 メーカー講演：「リードスペースメーカーについて」
 日本メドトロニック株式会社 木村 恵氏
 内容：「四肢のMRI」
 座長 小川赤十字病院 山田 伸司
 「症例検討」
 肩MRIについて 深谷赤十字病院 登坂 崇史
 手・手関節MRI 小川赤十字病院 高井 太市
 股関節MRI 熊谷総合病院 田中 智大
 膝MRI 羽生総合病院 石川 剛浩
 参加者：56人
- (7) 第3回 支部役員会
 日時：2019年9月26日(木) 20:30～21:00
 場所：さくらめいと 第1会議室
 参加者：6人
- (8) 清水文孝氏の瑞宝双光章受章を祝う会
 日時：2019年10月5日(土) 18:00～20:30
 場所：深谷グランドホテル
 参加者：183人
- (9) 医療画像展(深谷市福祉健康まつり)
 日時：2019年10月27日(日) 10:00～15:00
 場所：深谷ビクタートル・深谷市総合体育館
 骨密度測定、パネル展示、モニター展示：326人
 スーパーボール釣り：150人

- 被ばく相談：0人
- (10) 支部合同勉強会 in 熊谷
 日時：2019年11月9日(土)～10日(日)
 場所：森林公園 四季の湯温泉ホテル・ヘリテイジ
 内容：
 総合司会 さいたま赤十字病院 田中 里奈
 開会挨拶 第二支部理事 大西 圭一
 ①支部合同セッション『読影力向上セミナー』
 座長 東松山市民病院 増渕康太
 大宮中央総合病院 小屋 匠
 演者
 「胸部読影～超基礎入門」
 上尾中央総合病院 茂木 大哉
 「RI検査での読影力向上」
 羽生総合病院 新井 拓也
 「MMGの基礎～読影編～」
 さいたま赤十字病院 館沼理保奈
 ②技師講演(1)「今さら聞けない○○」
 座長 羽生総合病院 大野 渉
 演者
 今さら聞けない肝臓区域と手術支援
 上尾中央総合病院 仲西 一真
 今さら聞けない放射線被ばくと相談事例
 深谷赤十字病院 坂本 里紗
 白岡中央総合病院 石田 仁子
 ③技師講演(2)
 「法改正に向けて～各施設でやらなきゃならない事～」
 座長 上尾中央総合病院 金野 元樹
 演者
 医療法一部改正の内容と安全管理体制の構築について
 越谷市立病院 矢部 智
 実際の運用について～現場はどうすればいいの?～
 埼玉医科大学病院 紀陸 剛志
 ④基調講演 「温故知新!これが私の原点～自分が将来、どんな技師になるのか?を考えよう」
 座長 済生会栗橋病院 内海 将人
 演者
 さいたま市民医療センター 今出 克利
 JCHO さいたま北部医療センター 堀江 好一
 閉会挨拶 第五支部理事 矢崎 一郎
 参加者：59人
- (11) 平成30年度 第四支部 忘年会
 日時：2019年11月29日(金) 19:00～
 場所：マロウドイン熊谷
 参加者：74人
- (12) 第3回 支部勉強会
 日時：2020年1月23日(木) 18:30～21:00
 場所：さくらめいと 第1会議室

内 容：

次世代型逐次近似再構成を中心としたCT 最新情報
日立製作所画像診断営業部 清水 一輝
工夫してみた～CT編～

羽生総合病院 岡田 拓司
2018年～2019年の我慢の記録

羽生総合病院 大野 涉

参加者：27人

(13) 第3回 支部役員会

日 時：2020年1月23日(木) 21:00～21:30

場 所：さくらめいと 第1会議室

参加者：7人

(14) 小川清氏の瑞宝双光章受章を祝う会

日 時：2020年2月15日(土) 18:00～

場 所：ラフレさいたま 3階 櫻ホール

参加者：193人

(15) 平成31年度 第四支部 監査会

日 時：2020年2月21日(金) 19:00～

場 所：熊谷総合病院

参加者：8人

(16) 第4回支部勉強会・2019年度第四支部総会

日 時：2020年3月18日(水) 18:30～20:00

場 所：さくらめいと 第1会議室

内 容：「あなたに逢えてよかった」

小川赤十字病院 小川 清

定期総会

(本年度はコロナウイルスの影響で中止)

第五支部

支部理事 矢崎 一郎

支部役員 岩井 悠二

鈴木 孝 石原 優希

矢部 智 村本 圭祐

金子 初穂 中嶋 幸孝

矢作 悠馬 町永 努

加藤 広一

長坂 純 中村 優志

曾根 昌弘 駒崎 和弘

(1) 支部情報交換会

日 時：2019年5月23日(木)

場 所：春日部市民活動センター 4階

内 容：血管撮影装置における

被ばく低減技術&最新トピックス

キヤノンメディカルシステムズ 営業推進部

河村 賢

これだけは知っておこう 心臓カテーテル検査の基礎

春日部市立医療センター 放射線科 中嶋 幸孝

(2) 支部情報交換会

日 時：2019年6月27日(木)

場 所：春日部市民活動センター 4階

内 容：GE CT 最新情報のご紹介

デュアルエネルギー・ディープラーニングが切り拓く
CT新時代

GEヘルスケアジャパン株式会社 山崎 幸弘

(3) 支部情報交換会

日 時：2019年6月27日(木)

場 所：春日部市民活動センター 4階

内 容：上部消化管検査における被ばく線量管理と画
質追求

当院における基準撮影法の検査手法

済生会栗橋病院 放射線技術科 鈴木 孝

(4) 支部情報交換会

日 時：2019年10月24日(木)

場 所：春日部市民活動センター 4階

内 容：MRECの基礎検討

草加市立病院 医療技術部 放射線科

野口 舞

頭部転移性脳腫瘍のMRI撮像プロトコル

草加市立病院 医療技術部 放射線科

佐藤 広崇

当院の急性期脳梗塞におけるCTPの現状

草加市立病院 医療技術部 放射線科

加藤 広一

(5) 越谷市民祭り

日 時：2019年10月27日(日)

場 所：越谷市庁舎内

(6) 支部情報交換会

日 時：2019年11月28日(木)

場 所：春日部市民活動センター 4階

内 容：Monaco AGLのご紹介

エレクタ株式会社 入山 絵梨

キヤノンCT最新技術紹介

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

穴見 和寛

(7) ふれあいキューブフェスティバル

日 時：2019年12月7日(土)

12月8日(日)

場 所：春日部市ふれあいキューブ

(8) 支部情報交換会

日 時：2020年1月23日(木)

場 所：春日部市民活動センター 4階

内 容：臨床に役立つ頭頸部3D-CTAの基礎

越谷市立病院 放射線科 村本 圭祐

医療法施行規則一部改正の概要と

当院の指針策定経過について

越谷市立病院 放射線科 矢部 智

第六支部

会 長 (支部理事)	茂木 雅和	
副会長	仲西 一真	
監 事	尾形 智幸	羽田野和仁
学 術	安川 紘平	飯島 竜
	矢野 健太	
広 報	倉内 克憲	
編 集	菅野みかり	佐越 美香
総 務	木村 浩明	小屋 匠
	吉村 茜	
会 計	田中 里奈	藤畑 将理
	池野 裕太	

(1) 支部役員会

日 時：2019年4月11日(木)
場 所：埼玉県立小児医療センター
参 加 者：13人

(2) 2019年度 第六支部第一回定期講習会

日 時：2019年5月23日(木) 19:00～
場 所：JCHO 埼玉北部医療センター
内 容：『MDL』

ア、MDLの基礎

丸山記念総合病院 志田 智樹

イ、MDLの臨床

さいたま赤十字病院 大森 正司

ウ、JCHO 埼玉北部医療センター施設見学

参 加 者：65人

(3) 第六支部第三回技術交流会

日 時：2019年6月27日(木) 19:00～
場 所：彩の国東大宮メディカルセンター
内 容：『肝臓疾患～診断から手術支援～』

ア、EOBを中心とした肝の画像診断

上尾中央総合病院 木下 友都

イ、肝切除における手術支援画像の作成

彩の国東大宮メディカルセンター 小野寺将真

参 加 者：37人

(4) 第六支部納涼会

日 時：2019年7月25日(木)
場 所：居酒屋一休 大宮店
参 加 者：49人

(5) 支部役員会

日 時：2019年9月10日(火)
場 所：埼玉県立小児医療センター
参 加 者：12人

(6) 2019年度 第六支部第二回定期講習会

日 時：2019年10月17日(木) 19:00～
場 所：地域医療教育センター
内 容：『他職種連携』

ア、患者移乗・移動方法について

上尾中央総合病院 石森 翔太

イ、腹部エコー(超音波)検査について

指扇病院 高津 公子

参 加 者：30人

(7) 支部合同勉強会(熊谷大会)

日 時：2019年11月9日(土)
場 所：ホテルハリテイズ熊谷
参 加 者：59人

(8) 彩の国いきいきフェスティバル

日 時：2019年11月17日(日)
場 所：埼玉県民活動総合センター
内 容：放射線展

被ばく相談、骨密度測定 166件、パネルクイズ 64件
実行委員：7人

(9) 忘年会

日 時：2019年12月5日(木) 19:00～
場 所：遊食 東山庵 大宮店
参 加 者：29人

(10) 支部役員会

日 時：2020年1月16日(木)
場 所：埼玉県立小児医療センター
参 加 者：13人

(11) 埼玉県診療放射線技師会第六支部定期総会
および2019年度第六支部第三回定期講習会

日 時：2020年2月27日(木) 19:00～
場 所：地域医療教育センター
内 容：総会および役員選出
講 習 会：救急CT・MRIのポイント

ア、救急における頭部MRIの基礎

さいたま赤十字病院 島田 拓

イ、まずはここから～救急領域の頭部CT撮影～

上尾中央総合病院 井田 篤

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により、開催を中止とした。

9. 研究会活動

(1) 埼玉医用乳房画像研究会活動報告

ア、画像の向こうの患者を診よう

1) 第74回 症例検討会

日 時：2019年5月21日(火)
参 加 者：22人

2) 第75回 症例検討会

日 時：2019年6月18日(火)
参 加 者：23人

3) 第76回 症例検討会

日 時：2019年11月26日(火)
参 加 者：32人

4) 第77回 症例検討会

日 時：2020年1月21日(火)
参 加 者：19人

イ、乳腺画像セミナー（腫瘍をとことん読もう）

講師：亀山枝里、新島正美、坂井香澄

日時：2020年2月16日（日）

場所：さいたま赤十字病院

参加者：46人

(2) 埼玉消化管撮影研究会活動報告

ア、第56回 埼玉消化管撮影研究会

講師：中野啓一、大森正司、伊藤寿哉

日時：2019年7月16日（火）

場所：さいたま赤十字病院

参加者：38人

イ、第57回 埼玉消化管撮影研究会

講師：藤井大悟、大森正司、浅見純一、今出克利

日時：2019年12月15日（日）

場所：さいたま赤十字病院

参加者：69人

ウ、第58回 埼玉消化管撮影研究会

講師：今出克利、大森正司、吉田論史

日時：2020年2月11日（火・祝）

場所：さいたま赤十字病院

参加者：33人

2019年度（公社）埼玉県診療放射線技師会理事会審議事項

1. 名誉会員の承認について、資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-1）承認
2. 浦和区健康まつりへの参画について、医療画像展開催における予算案、および骨密度測定装置のレンタルについて資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-2）承認
3. 埼玉県診療放射線技師会における永年勤続表彰対象者（20年、40年）の承認について、資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-3）承認
4. 新入会の承認について、資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-4）承認
5. 第10回CT認定講習会入門編、取得者向け講習会の開催について、資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-5）承認
5. 平成30年度事業報告について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-5）承認
6. 平成30年度決算について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-6）承認
7. 平成30年度監査報告について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-7）承認
8. 第45回越谷市民祭りへの参画に際し、パネルの貸出および予算について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-8）承認
9. 新入会の承認について、資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-9）承認
10. 2019、2020年度、会長、副会長、常務理事の選任について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-10）承認
11. 第33回川越市健康まつりへの参画に際し医療画像展開催における予算および展示パネル、のぼりの貸出と骨密度装置のレンタルについて資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-11）承認
12. 深谷市福祉健康まつりへの参画に際し医療画像展開催における予算および展示パネル、のぼりの貸出と骨密度装置のレンタルについて資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-12）承認
13. 新入会の承認について、資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-13）承認
14. 2019年度彩の国いきいきフェスティバルへの参画に際し、医療画像展開催における予算案の承認およびのぼりの貸出、骨密度装置レンタルについて資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-14）承認
15. 「ほぼら春日部」8周年記念イベントへの参画に際し、医療画像展開催における予算案の承認および展示パネルの貸出について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-15）承認
16. 新入会の承認について、資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-16）承認
17. 2019年度第18回上部消化管検査認定講習会の開催について、資料を基に審議し予算案および開催について承認した。（議案書番号：理-17）承認
18. 第11回CT認定講習会の開催について、資料を基に審議し予算案および開催について承認した（議案書番号：理-18）承認
19. 第18回胸部認定講習会の開催について、資料を基に審議し予算案および開催について承認した。（議案書番号：理-19）承認
20. 第33回埼玉県診療放射線技師学術大会開催について、資料を基に審議し開催について承認した。（議案書番号：理-20）承認
21. 第33回埼玉県診療放射線技師学術大会参加費について、資料を基に参加費の金額を審議し決定、反対意見などがなかったため承認した。（議案書番号：理-21）承認
22. 会誌埼玉放射線印刷製本会社選定について、2社の見積もり資料を基に審議し印刷会社を決定した。（議案書番号：理-22）承認
23. 第6回救急撮影ケーススタディー開催について、資料を基に予算案および開催について審議し、反対意見などがなかったため開催を承認した。（議案書番号：理-23）承認
24. MR基礎講習会の開催について、資料を基に予算案および開催について審議し、反対意見などがなかったため開催を承認した。（議案書番号：理-24）承認
25. 乳腺セミナー開催について、資料を基に予算案および開催について審議し、反対意見などがなかったため開催を承認した。（議案書番号：理-25）承認

26. 第2回 SART 学術ナイトセミナー開催について、資料を基に予算案および開催について審議し、反対意見などがなかったため開催を承認した。(議案書番号：理-26) 承認
27. 新入会員の承認について資料を基に会員資格について審議し承認した。(議案書番号：理-27) 承認
28. 2019年度役員研修会の開催について、資料を基に開催について審議し、反対意見がなかったため承認した。(議案書番号：理-28) 承認
29. 2020年度表彰推薦者について、資料を基に表彰推薦者の推薦資格などを審議し承認した。(議案書番号：理-29) 承認
30. 診療放射線技師のためのフレッシュャーズセミナー(第22回 SART セミナー)開催について、資料を基に予算案および開催について審議し、反対意見などがなかったため開催を承認した。(議案書番号：理-30) 承認
31. 第2回 SART 被ばく相談事例検討会の開催について、資料を基に予算案および開催について審議し、反対意見などがなかったため開催を承認した。(議案書番号：理-31) 承認
32. 被災会員へのお見舞金支払いについて、資料を基に支払いについて審議し、反対意見がなかったため承認した。(議案書番号：理-32) 承認
33. 「3D ワークステーションを用いた人体解剖学体験」講師料について資料を基に審議し、承認した。(議案書番号：理-33) 承認
34. 2020年度事業計画について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-34) 承認
35. 名誉会員の承認について議案が上がったが会議当日にまだ叙勲が決まっていなかったため取り下げとなった。(議案書番号：理-35) 棄却
36. 『画像の向こうの患者を診よう』の技師会事業への移行について資料を基に審議し、承認した。(議案書番号：理-36) 承認
37. 2020年度予算案について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-37) 承認
38. 乳腺勉強会開催について資料を基に審議し、承認した。(議案書番号：理-38) 承認
39. 第22回秩父市保健センターまつりへの参加について資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-39) 承認
40. 新入会の承認について、資料を基に審議し承認した。(議案書番号：理-40) 承認
41. 事務所パソコンの更新について資料を基に審議し現状の OS を無償アップグレードすることとした。(議案書番号：理-41) 棄却

2020年度事業計画（案） 学校教育の中での活躍

日本診療放射線技師会や各都道府県（診療）放射線技師会は（公益）社団法人であり、いわゆる公益法人である。法人の持つ活動内容に、公衆衛生を目的とした事業、国民、県民のための事業、診療放射線技師の質の向上に向けた事業、会員のための福利厚生事業などがある。

これまで、将来の進路を決めた診療放射線学科の大学生に学会や学術大会などに参加していただき、共に研鑽する場を提供してきた。また、埼玉県診療放射線技師会でも大学の校舎をお借りして、学術大会を開催し、交流を深め、技師会に体験していただくことも試みた。

今後は、さらに、中高生を対象とした事業を展開していくことを企画している。2017年埼玉県診療放射線技師学術大会、2019年日本診療放射線技師学術大会では市民公開講座として「3DWS人体解剖学体験」を行った。参加者の中には小中高生はもちろん、父兄や学校の教師など、数多くの方々が参加し大変に好評であった。これらの実績を基に埼玉県内の中高生を対象とした特別授業を展開していきたい。

「3DWS人体解剖学体験」の狙いは診療放射線技師の宣伝ではなく、現代医療は多職種の医療従事者およびさまざまなテクノロジーで支えられて

いるということを体験していただくことと考えている。3DWSの技術は、それを利用する、医師、診療放射線技師およびWSの開発に携わる技術者の方々あってこそその医療であるということを経験していただきたい。チーム医療にはコミュニケーションが大切であるということは昔からいわれているが、コミュニケーションが不得意な方は医療で貢献できないかというところではない。WSの開発技術は現代医療を大きく変えているし、多くの患者を救っていると確信している。

授業は、その学校の要望や生徒のレベルに合わせた内容である。中学生であれば、WSの使い方や解剖学の授業、高校生はそれに加え、医療で使用される手術支援の話などをグループ形式で座学と参加型を交えて、一部クイズ方式を取り入れながらの授業である。昨年度末に数校実施させていただいたが、生徒や学校側からも次年度もお願いしたいという評価をいただいた。

将来をこれから決める中高生だからこそ、この「3DWS人体解剖学体験」を受講していただきたい。

2020年度は公益事業の一環として学校教育の中で活躍を目指していく。

1. 職業人としての質の向上

(1) 学術大会・認定講習会・セミナーの定期開催

- ア. 埼玉県診療放射線技師学術大会の開催
 - イ. 埼玉県診療放射線技師支部合同秋季大会
 - ウ. 胸部撮影認定講習会
 - エ. 上部消化管検査認定講習会
 - オ. フレッシュアップセミナー(SART セミナー)
 - カ. 放射線技術部門マネジメント・セミナー(医療安全、接遇・クレーム、医療経営、人材育成)
 - キ. CT 認定講習会
 - ク. MRI 基礎講習会
 - ケ. 乳腺セミナー
 - コ. DR 計測セミナー
 - サ. 救急撮影ケーススタディー(日本救急撮影技師認定機構との共催)
 - シ. 読影力向上のための講習会(支部開催セミナー)
 - ス. AI (Artificial Intelligence) 関連講習会の開催
- ### (2) 会員講師の育成と体制づくり
- ### (3) 他県診療放射線技師会や他団体との合同講習会企画推進
- ア. 関東甲信越診療放射線技師学術大会への協力
 - イ. 日本診療放射線技師全国大会への協力
 - ウ. 埼玉県医師会主催事業への支援
 - エ. 埼玉臨床画像研究会への協力
 - オ. 日本放射線技術学会関東部会との合同企画
 - カ. 日本診療放射線技師会との合同開催企画

- キ. 各認定機構との合同企画(埼玉開催の推進)

2. 組織運営に関わる事業

- (1) 行政との連携
- (2) 入会促進事業の強化

3. 公益目的事業

- (1) 学術情報の提供 刊行誌「埼玉放射線」の発刊
- (2) 市民公開講座の開催
- (3) 地域自治体主催事業への参画
- (4) 医療画像展の開催と支援
- (5) 県民向けホームページの充実
- (6) 医療被ばく相談の迅速な対応
- (7) 中学高校における特別授業の担務

4. 編集・情報

- (1) 本会会誌「埼玉放射線」の充実
- (2) 診療放射線技師向けホームページの充実
 - ア. 各講習会、セミナー、イベントなどの迅速な広報
 - イ. 学術データベースの充実
- (3) メールマガジンの有効利用

5 その他

- (1) 他医療職種団体との連携
- (2) 日本診療放射線技師会・他県技師会への協力

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 定款

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 5 月 30 日改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線医療に関する知識の普及啓発事業
 - (2) 診療放射線学及び診療放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会などの開催
 - (3) 放射線管理と医療被曝の適正化に関する事業
 - (4) 診療放射線学に関する調査、研究、情報提供及び指導
 - (5) 前各号に掲げる事業に関する図書、印刷物等の刊行
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、埼玉県内にて行うものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の事業に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た個人
 - (3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の事業に賛同して、理事会の承認を得た個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった次年度から毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、自己の療養又は親族の介護、育児その他やむを得ない事情により、診療放射線技師又は診療エックス線技師として現に業務に従事していない期間が継続して 1 年以上経過している正会員については、総会において別に定める基準に従って経費を支払う義務を免除することができる。

- 2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

第4章 総会**(構成)**

第11条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬などの額に関する事項
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員及び名誉会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員及び名誉会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員の半数以上であって、正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし2名を副会長、6名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。会長の選定及び解職をする場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

- 第26条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 前条の規定は、相談役の報酬等について準用する。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(常務理事会)

第29条 この法人に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善についての意見を理事会に提出すること。

(招集)

- 第30条 理事会及び常務理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会及び常務理事会を招集する。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計**(事業年度)**

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員及び名誉会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬などの支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に

に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 支 部

(支 部)

第42条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。

- 2 支部は第34条の事業計画書に基づき、当該支部に関する事業を執行する。
- 3 支部は第20条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は小川 清とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 諸規程

会費規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

第2条 会費は次のとおりとする。

正会員	年額 9,000 円
賛助会員（個人）	年額 9,000 円
賛助会員（法人）	年額 25,000 円

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

第4条 会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

第5条 定款第7条第1項ただし書きの規定により、会費の免除の取扱いを受けようとする者は、所定の申請書を添えて、毎年度、本会に申請するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成28年6月18日から施行する。

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び会長から指名を受けた会員をいう。
- (3) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬

等であって、次条及び第4条に規定するものをいう。

- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の額及び支給の方法)

第3条

理事の報酬は、理事会及び常務理事会の出席1回につき2,000円を上限とし、理事会で決定する。

2 監事の報酬は、年額111,370円を上限として、監事が協議して定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該役員が報酬を辞退した場合は支給しない。

4 報酬は、四半期ごとに現金で支給する。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費 用)

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用は、現金で支払うものとする。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支払うものとする。

(公 表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程は、総会の議決によらなければ改正
することができない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が
理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施
行する。

1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程

(本会主催の講師謝金)

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下
「本会」という。）の役員等が、本会の主催する講演
会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会
等」という。）の講師を務めたときは、その謝金とし
て、1回につきその時間が30分以内のときは5,568
円、1時間以内のときは11,137円を、1時間を超える
ときは22,274円を支払うものとする。

(原稿執筆謝金)

第2条 役員等が、本会の発行する定期行物又は書
籍の原稿を当会員または日本診療放射線技師会会員
が執筆したときは、1,000字毎に2,500円を限度とし
て執筆謝金を支払うことができる。但し、1回の限
度額を20,000円とする。

(支払い方法)

第3条 前2条の謝金は、当該講演又は入稿の後速や
かに現金で支払うものとする。ただし、当該役員等
から支給の方法について書面による申し出があると
きは、当該申し出に従って支給するものとする。

(会員以外の者への謝金)

第4条 診療放射線技師以外の者が本会の発行する
定期行物若しくは書籍の原稿を執筆したときは、第
2条に定める金額に100分の50を乗じた額を加算し
て支給する。

(改正)

第5条 この規程は、総会の議決によらなければ改正

することができない。

(補則)

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長
が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施
行する。

1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

1 この規程は、平成30年6月18日から施行する。

講師謝礼に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線
技師会（以下「本会」という。）が主催する診療放
射線技師または診療エックス線技師を主な対象者と
した、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関す
る研修会、研究会、講習会等（以下、「研修会等」
という）の講師への謝礼について必要な事項を定め
ることを目的とする。

(謝礼の支払い)

第2条 謝礼は、研修会等1回ごとに、講師1人につ
き55,685円を上限として支払うものとする。

(旅費)

第3条 講師には、その自宅又は勤務地から研修会等
の会場まで公共交通機関を使用した場合における交
通費相当額を支給する。ただし、研修会等の会場の
近辺に公共交通機関が存在しない等交通不便地の場
合は、講師の自宅又は勤務地から当該会場に最も近
い鉄道の駅までの交通費相当額に、当該駅から会場
まで距離1kmごとに300円を乗じて得た額を加算し
て支給する。

(支給の方法)

第4条 謝礼及び旅費の支給日は研修会等の終了後と
し、支給方法は所得税その他法令の規定に基づき控
除すべき金額を控除し、その残額を現金又は当該講
師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給す
る。

(適用除外)

第5条 この規程は、本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合には適用しない。

- 2 本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合の謝礼及び旅費に相当する金員の支給は、役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき支給するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月8日から施行する。

旅費および日当等支払規程

(趣旨)

第1条 この規程は、委員会（編集委員会、学術委員会その他理事会の議決に基づき設置した委員会その他の組織をいう。以下同じ。）の会務（当該委員会の会議及び当該委員会の所掌する事務に関する活動であって、会長の許可を得たものをいう。以下同じ。）のために出張する当該委員会の構成員に支給する旅費及び日当について定めるものとする。

(旅費)

第2条 旅費は当該旅行のための移動方法の別にかかわらず、旅行開始場所から会務実施場所までの往復の旅程について、公共交通機関を用いて旅行した場合に生じる額を支給する。ただし、当該旅行の区間に公共交通機関による移動が不能な区間が含まれるときは、当該移動が不能な区間の旅費は、距離1kmごとに300円を乗じて得た額を支給するものとする。

第3条 会務に従事した場合は、当該委員会の構成員に日当を支給する。

- 2 前項の日当は、会務1日につき1,000円とする。ただし、会長が理事会の議決を経て定めたものについては2,000円とする。

第4条 旅費及び日当のほか、会務に関する学術大会、

講習会等の開催及びその準備に係る役務費、消耗品費その他の経費であって委員会の構成員が立て替えたものは別に弁償する。

第5条 経費は、その都度現金により支払う。ただし、当該委員会の構成員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

会員の登録等に関する規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第5条第1項、第6条及び第8条に基づいて、会員の入退会に関する細部手続について必要事項を定めることを目的とする。

第2条 本会に入会しようとする者は、診療放射線技師及び診療エックス線技師でなければならない。ただし、賛助会員はこの限りではない。

第3条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

第4条 理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会承認を決定するものとする。

第5条 入会を承認したときは、会員原簿に登録するとともに、速やかに入会年月日を本人に通知するものとする。

2 入会を否認したときは、その理由を付して本人に通知するものとする。

第6条 会員の資格は、理事会が承認した日に始まり資格喪失した日に終わる。ただし、定款第10条(1)の要件が発生したときは、理事会の承認を経て資格を停止し、出版刊行物送付等を制限することがある。

第7条 会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときは、速やかに届け出るものとする。

第8条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本会が保有する会議室を優先して利用することができる。
- (2) 本会が刊行する会誌を無料で配布を受けること

ができる。

(3) メーリングリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。

(4) 本会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し、退会届を本会に届け出るものとする。

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成24年12月5日から施行する。

役員選出規程

第1章 総 則

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の役員の選出は、定款第21条に基づき、この規程により行うものとする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するときは、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設けるものとする。

第3条 選挙管理委員会は、正会員のなかから選出して構成し、委員長は互選とする。

2 役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 役員の立候補者届の受理、資格審査及び立候補者氏名の公示
- (3) 投票及び開票の管理ならびに当選の確認
- (4) 総会において選挙結果の報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

第3章 役員の選挙

第6条 理事、監事に立候補しようとする個人、又は推薦しようとする支部は、所定の様式により選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第7条 立候補又は推薦の届出締切りは、総会の2か月前とする。

第8条 選挙は、立候補届のあった者について、総会

に出席した会員によって行うものとする。

第9条 投票は、出席会員の無記名投票により行うものとする。

第10条 投票は、次の順序によって行う。

- (1) 理事
- (2) 監事

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から、高点順に定める。

第4章 無投票当選

第12条 各選挙を通じ、締切日を経過しても立候補者が役員定数を超えないときは、総会において無投票により当選者を定めるものとする。

第5章 異議申し立て

第13条 選挙に関する異議は、選挙終了後14日以内に選挙管理委員会に文章をもって申し立てることができる。

第6章 立候補ならびに当選の取消

第14条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、選挙管理委員会の決議により立候補または当選を取り消すことができる。

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

総会運営規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の総会運営を民主的かつ能率的に運営することを目的として定める。

第2条 前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設けるものとする。

第3条 前条の委員会は、正会員のなかから6名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

第4条 総会運営委員会は、総会の付議に基づき、次のことを協議し、その承認を得て運営する。

- (1) 議長団の選出の方法
- (2) 議事日程及び進行
- (3) 総会出席会員の資格審査
- (4) その他総会運営について必要な事項

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第4条の事業を遂行するにあたり、顕著な功績のあった者の表彰に関する事項と、関係団体からの推薦依頼に関する諸条件について定める。

(条 件)

第2条 表彰の対象となる者は、次の各号に該当することを条件とする。

- (1) 本会に15年以上在籍し、かつ会費を完納している者
- (2) その他、会長が適当であると認めた者

(種 類)

第3条 表彰に関する分類は次のとおりとする

- (1) 功労賞 本会に多大な貢献があった者、または本会役員の在任期間が4年以上を有している者
- (2) 学術奨励賞 保健医療に関する研究、発明、発見、考案を行った者
- (3) 学術新人賞 研究発表を積極的に行った概ね30歳未満の正会員
- (4) 叙勲、関係団体表彰候補
- (5) 永年勤続者
 - ア 20年以上放射線業務に従事した者
 - イ 40年以上放射線業務に従事した者
- (6) 特別賞 他の模範となる善行があった者

(推 薦)

第4条 受賞者の推薦は正会員又は名誉会員が行う。

(選 考)

第5条 選考は表彰委員会が行い、委員会は会長、副会長、総務常務理事、および会長委嘱者5名の計10名で組織する。なお、会長委嘱者と委員長は役員外とする。

(決 定)

第6条 表彰委員会は選考結果を理事会に答申し、決定は理事会にて行う。その他表彰に関する必要な事項についても理事会において決定する。

(内 容)

第7条 表彰は表彰状と副賞を授与するものとする。

(実 施)

第8条 表彰の実施は総会時に行うものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

表彰規程細則

(表彰の実施)

第1条 表彰に関わる旅費、交通費は旅費規程の対象外とする。

2 表彰者ならびに表彰の概要を本会会誌に掲載し広報する。

(予 算)

第2条 表彰に関する予算は当該年度の予算から充当する。

(表彰枠)

第3条 表彰の種類に関わる表彰枠は次のとおりとする。

- (2) 学術奨励賞 若干名
- (3) 学術新人賞 若干名

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

互助規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会員の相互扶助を図るために定めたものである

る。

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

(1) 会員に対する死亡弔慰金の給付

第3条 死亡弔慰金の金額は20,000円とする。

第4条 正会員の死亡退会の連絡を受けた場合、内容審査のうえ速やかに関係理事を通じて該当会員の遺族に給付金を支給するものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において決定するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会(以下「本会」という。)の運営に必要な委員会の設置基準を定め、本規定をもって定款第4条に基づく事業を、会長の指示に基づき能率的に遂行するための組織を整えることを目的とする。

(委員会の種別)

第2条 この規程に基づく委員会は、常設委員会及び特別委員会とする。

2 常設委員会は、本会の管理業務又は定例の事業を担当するものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務・財務委員会
- (2) 学術委員会
- (3) 編集・情報委員会
- (4) 公益委員会

3 特別委員会は、本会の運営上臨時に派生する問題、又は特別の事業の必要に応じ、会長が理事会の議決を経て、これを設けるものとする。

(構成及び選任)

第3条 前条の各委員会は、委員長、副委員長及び、若干名の委員により構成される。

2 前条第2項各号に規定する常設委員会における委員長への就任は、会長の指名により、常務理事が、これを分掌する。

3 前条第3項に規定する特別委員会の委員長は、会長の指名に基づき、全理事のなかからこれを選任し

理事会にて承認する。

4 各委員会の副委員長は、当該委員長の指名に基づき、全理事のなかから選出し、理事会において承認の上、会長がこれを委嘱する。

5 各委員会の委員は、正会員又は名誉会員から当該委員長が推挙し、会長が委嘱する。

(職 務)

第4条 委員長は、当該委員会を代表し、その事務を総理する。

2 各委員は、当該委員長の求めにより、随時招集される所属委員会に出席し、付議事項の審議を行う他、委員長を補佐し、本会の事業計画の実行、又は問題の解決に努めなければならない。

3 委員長に不測の事態が起きた場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 各委員会は、当該委員長が随時招集する。

2 各委員長は、委員会が開催される毎に、以下の内容について、簡潔明瞭な報告書(議事録)を作成し、これを会長及び、総務担当の常務理事(常務理事)に提出しなければならない。

- (1) 付議された事項
- (2) その審議内容
- (3) 審議結果

(理事会への報告)

第6条 各委員長及び、各委員長により分担指名された副委員長は、担当する管理業務又は事業の企画及び実施状況を理事会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、状況により必要な事案が発生した場合は、会長が理事会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成26年9月4日から施行する。

研究会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき本会に研究会を設置する場合の手続きを定め、学術研究活動の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう研究会とは、前条に掲げた目的を達成するための学術研究を目的とする組織をいう。

(設置申請)

第3条 この規程に従い研究会の設立をしようとする正会員又は名誉会員は、研究会設置申請書（様式—研1）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 前条により研究会の設立承認をする場合、次の基準を満たしていなければならない。

- (1) 学問領域としての専門性と主体性、かつ社会性が認められること
- (2) 当該研究会の活動により県民が利益を得られること
- (3) 本会が認可する研究会の幹事及び主たる構成員は本会会員であること

(解散及び廃止)

第5条 研究会は、研究会解散届（様式—研2）を会長に提出し、自主的に解散することができる。

2 理事会は前項のほか、前条の基準を満たさないと判断した場合、研究会を廃止することができる。

(名称)

第6条 研究会は、その名称とともに本会研究会であることを称することができる。

(活動)

第7条 研究会は、目的を達成するために自主的に活動するものとし、概ね次の活動を行う。

- (1) 研究会を開催する
- (2) 研究成果を学術大会等に発表する

(報告)

第8条 研究会は、毎年の活動状況を総会に報告する。

(助成)

第9条 本会は、認可した研究会の発展向上を図る目的で、研究会からの申請により、理事会の承認を得て、助成を行うことができる。

2 助成の規模及び方法は別途理事会で定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

技師会センター運営規程

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）技師会センターは埼玉県診療放射線技師会事務所及び会議室で構成する。

第2条 この規程は、技師会センターの運用について規定する。

第3条 技師会センターの管理責任者は会長とする。会長はセンターの業務管理者を指名し、業務管理者がセンター運営業務を行う。

2 重要事項については理事会において審議する。

第4条 業務管理者はセンターの運営に関する全ての責任を有する。

(会議室の利用)

第5条 次に掲げる各号に適合する場合、会長の許可を得て技師会センターを利用することができる。

- (1) 理事が主催する全ての会議、委員会、講習会等
- (2) 本会会員が所属する団体で、会長が認めた会議等
- (3) その他、会長が特に認めた会議、講習会等

(使用手続)

第6条 前条のうち(1)に該当する場合を除き使用する者は、使用責任者を定め、別に定める「技師会センター使用許可申請書」を3週間前までに、所定の使用料金を添えて提出し、会長の許可を得なければならない。

(使用の優先)

第7条 使用は本会事業に関するものを優先し、第5条の順とする。

(使用料及び使用時間)

第8条 使用料及び使用時間は、第5条の(1)に該当する場合を除き、下記の規定によるものとする。

2 使用時間の区分及び使用料は次に定めるとおりとする。

(1) 09:00～12:00	2,000円
(2) 13:00～17:00	2,000円
(3) 18:00～21:00	2,000円
(4) 09:00～17:00	4,000円
(5) 13:00～21:00	4,000円
(6) 09:00～21:00	5,000円

第10条 使用責任者は重大なる過失による使用中の火災設備等の毀損事故に対して責任を有するものとする。

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

理事の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会(以下「本会」という。)定款第21条に基づき、本会の理事の職務権限を定め、公益社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長並びに、業務執行理事たる副会長及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 副会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

この規程は、平成24年12月5日から施行する。

互助給付金申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
会長 殿

〇〇支部理事 印

会員 氏に下記事項発生のため互助規程により見舞金を給付されるよう申請いたします。

記

勤務場所
氏名
当該事項
発生年月日
金額
理事の意見

会費免除申請書

申請日 年 月 日

※会費規程第5条により、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします

申請者会員番号	
申請者名	印
連絡先	〒 電話
申請代理者氏名	印
<small>事情により本人が申請できない場合、ご署名下さい。</small>	
続柄	
会費免除申請理由	(1) 自己の療養 (2) 介護 (3) 育児 (4) その他 ()
<small>※該当する申請理由に○をつけて下さい。</small>	
休業期間	年 月 日～年 月 日まで <small>※ご職場に申請されている休業期間をお書き下さい。</small>
休業証明書の確認	有 ・ 無

※免除の対象となるのは、毎年度の会費を納入期限までに納めている会員に限ります。また、申請時に当年度の会費が納入されている必要があります。
※本申請には休業期間を証明する書類が必要となります。

事務処理欄

受付欄	
会費確認	

様式－研1

研究会設置申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
会長 殿

〇〇研究会
代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の設置を申請します。

記

- 1 研究会の名称
- 2 代表者、役員等の名前
- 3 連絡先
- 4 研究会構成員－別添名簿のとおり
(本会会員と他の区別がわかるような名簿)
- 5 研究分野、内容 (具体的に)
- 6 研究会履歴
- 7 助成申請の有無

様式－研2

研究会廃止届

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
会長 殿

〇〇研究会
代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の廃止を届けます。

記

- 1 研究会の名称
- 2 代表者、役員等の名前
- 3 連絡先
- 4 廃止の理由
- 5 廃止の年月日

2020年度当初步算

自2020年4月1日至2021年3月31日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

科目	公益目的事業会計			収益事業会計			法人会計	内部取引控除	合計	備考
	公1	公2	公3	共通	小計	取1				
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取会費	0			3,579,000	3,579,000		0	8,351,000	11,930,000	@9000×1270 新入50 貸前30
正会員受取会費				3,429,000	3,429,000		0	8,001,000	11,430,000	@25000×20
賛助会員受取会費				150,000	150,000		0	350,000	500,000	
事業収益	2,000,000	0	980,000	2,980,000	414,852	414,852	0		3,394,852	147271—参加料
講習会受講料等収益	1,400,000			1,400,000			0		1,400,000	@9000×300人 500×150人
学術大会参加登録費収益	600,000			600,000			0		600,000	@100000X2 @60000X13
会議広告収益		0	980,000		980,000		0		980,000	
福利事業収益				0	0		0		0	
賃貸収益				0	414,852	414,852	0		414,852	倉庫2F賃借料
受取寄付金	0						0		0	
雑収益	700,000	0	30,000	730,000	0	0	0	173,300	903,300	預金利息
受取利息				0	0		0	100	100	
雑収益	700,000		0		730,000		0	173,300	903,300	目録委託料 学術大会機器器具料 30,000円×20社
経常収益計	2,700,000	0	1,010,000	3,579,000	414,852	414,852	0	8,524,300	16,228,152	
(2) 経常費用										
事業費										
給与手当	241,200	180,900	180,900	0	603,000		0		603,000	事務員給与振分
福利厚生費	149,200	75,000	0		224,200		0		224,200	医業用備品 講習会役員食費他
会議費	102,000	40,000	96,000		238,000		0		238,000	委員会会議費等
旅費交通費	610,000	252,000	84,000		946,000		0		946,000	委員会交通費・自当
通信運搬費	188,522	69,390	710,190		968,102		0		968,102	電話・ネット・郵送費等
減価償却費	224,345	80,115	80,115		384,575		20,354		404,929	
消耗什器備品費					0		0		0	
消耗品費	181,000	192,591	56,297		429,888		0		429,888	
修繕費	5,000	5,000	5,000		15,000		0		15,000	学術大会マニキュアル 会館印刷等
印刷製本費	12,000		2,296,140		2,308,140		0		2,308,140	電気・ガス・水道
光熱水料費	46,800	15,600	15,600		78,000		0		78,000	会館費・リース料等
貸借料	1,194,820	222,900	89,222		1,506,942		0		1,506,942	
保険料	61,000	21,000	21,000		103,000		0		103,000	
諸謝金	2,382,229	475,411	320,000		3,177,640		0		3,177,640	印刷料・関係料等
租税公課	24,270	8,090	8,090		40,450		20,000		60,450	
支払手数料	3,300	3,300	11,440		18,040		8,000		26,040	
渉外費	15,000	5,000	5,000		25,000		0		25,000	
委託費			361,020		361,020		25,000		386,020	HP管理他
雑費	2,000	2,000	2,000		6,000		0		6,000	

